



令和7年度地域見守り支え合い事業助成金のご案内  
見守り活動を始めたい、つながりを深めたい  
「町内会」へ活動資金を助成します。  
社協が応援します!!

必須事業

見守りネットワーク活動促進事業 最大30,000円

- ・町内みんなの協力で、見守りが必要な方の“困った”を早期発見できる活動に！
- ・町内会の世帯数に応じ、10,000～30,000円を助成！  
(詳しくは裏面をご覧ください)



下記の選択事業①～④で、さらに充実！！



- ① ふれあいほっとサロン事業 最大30,000円
- ② 除排雪たすけあい事業 最大30,000円
- ③ ふれあい交流会開催事業 最大30,000円
- ④ その他の福祉活動事業 最大10,000円

(詳しくは裏面をご覧ください)



まずはみんなで話し合う  
ことから始めましょう！



【助成までの流れ・注意事項】

- 5月9日(金)までに、所定の「助成金交付申請書」等を本会へご提出下さい。(申請書様式は本会ホームページよりダウンロードするか、お電話等いただければ郵送します。)
- 5月中に本会で審査・決定後、6月上旬頃に指定の口座へお振込みする予定です。
- 令和8年3月末までに事業を完了して下さい。

社会福祉  
法人

五所川原市社会福祉協議会

☎ 34-3494

五所川原市字幾世森 218 番地 6 ホームページ URL <http://gccsw.net/>

# 令和7年度 地域見守り支え合い事業一覧表（実施要領の概要）

社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会

No.	種別	事業名	事業内容・目的	具体例	助成額
1	必須事業	見守りネットワーク活動促進事業	見守りが必要な方の異変を早期発見できるしくみづくりや、住民の見守り意識が向上する取り組み、他機関と相互に連携できるネットワークづくりなど、住民が主体的に参加・協力し取り組む活動を行う。	○訪問活動 ○見守り会議の開催 ○緊急時の連絡網づくり ○緊急連絡カードの作成・配布 ○高齢者マップづくり ○福祉アンケート調査 など	○町内会の世帯数に応じた基本助成 50世帯以下：上限10,000円 51～100世帯：上限15,000円 101～200世帯：上限20,000円 201～300世帯：上限25,000円 301～400世帯以上：上限30,000円
2	選択事業①	ふれあいほっとサロン事業	町内のひとり暮らし高齢者等を対象に、月1回程度を目安とし、年間6回以上、地域の集会所等に集まり、健康づくりや仲間づくりができる活動を行う。	○茶話会、会食 ○小物づくり ○レクリエーション ○健康体操 ○趣味活動 など	○選択により、下記内容で上乗せ助成 対象者人数×200円×年間開催回数で助成。ただし、上限を30,000円とする。 (対象者＝概ね65歳以上の高齢者等)
3	選択事業②	除排雪たすけあい事業	除排雪が困難な高齢者世帯等からの依頼に応じ、町内会に登録する協力員が対応する。(有償ボランティアサービスとしても実施可)	○除雪車が寄せた雪の塊除去 ○生活路の除雪	○選択により上乗せ助成 上限：30,000円 ※除雪を行なってくれる協力員へ報酬としての支払いや除雪機のガソリン代としても可能です
4	選択事業③	ふれあい交流会開催事業	子どもから高齢者まで、地域の誰もが参加・交流できるイベント等を開催する。 (申込みの回数制限を廃止としたため、どちらの町内会も申込可能です)	○健康・介護講座 ○食事会 ○クリスマス会 ○トランプ大会 ○夏祭り ○料理教室 ○もちつき大会 など	○選択により、世帯数に応じて上乗せ助成 100世帯以下：上限10,000円 101～300世帯：上限20,000円 301世帯以上：上限30,000円
5	選択事業④	その他の福祉活動事業	地域のあらゆる福祉課題に対し、住民自らが解決・改善していく先駆的・開拓的に実施する特色のある事業で、他の選択事業に該当せず、経費を必要とするもの。	○生活支援 (ゴミ出し、買い物等) ○手作り弁当宅配 ○子育てサロン ○防災訓練 など	○選択により上乗せ助成 申請内容を審査のうえ決定し、上限10,000円とする。

※指定期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年間とします。

町内会長、民生委員、地区社協との連携を図りながら、住民の協力・参加を得て取り組みを進めて下さい。

本会の予算決定や応募数の状況によっては、ご希望に対応できないこともありますので、ご了承ください。